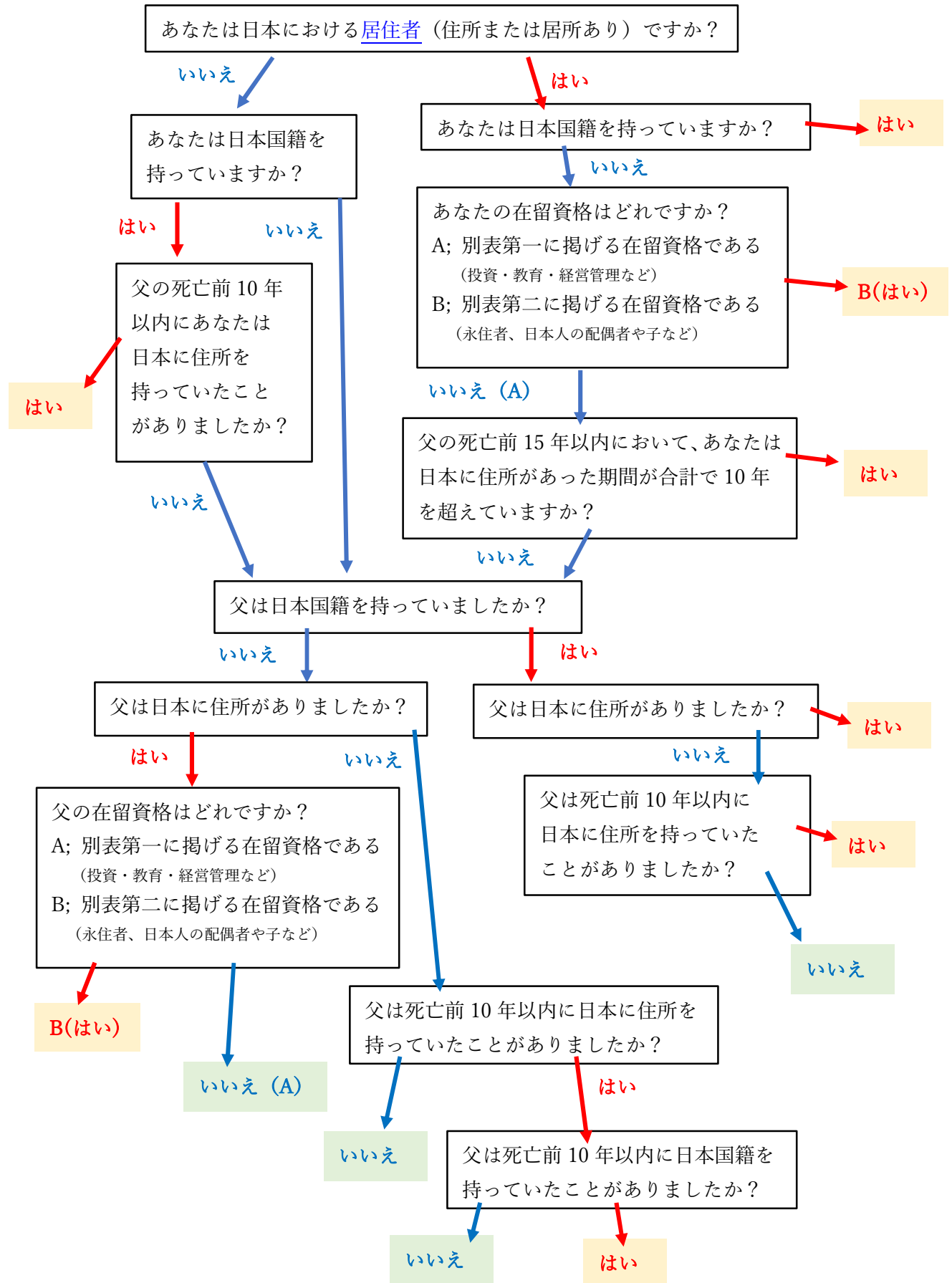


【前提】 父親が亡くなり、あなたはその財産を相続することになりました。

(すべて「父が亡くなった時点」の状態での判定をしてください。)



はい なら全世界にある財産に相続税課税、いいえ なら日本国内財産のみ相続税課税です。
※但し、財産から負債を差し引いた純財産が「3000万円+600万円×相続人」以下なら相続税はかからず申告の必要もありません。

被相続人 \ 相続人		国内に住所あり		国内に住所なし		
		一時居住者 (注2)	日本国籍あり		日本国籍 なし	
			10年以内に 国内に住所あり	10年以内に 国内に住所なし		
国内に住所あり		※2		※2	※2	
	外国人被相続人(注3)					
国内に住所なし	10年以内に国内に住所あり	※2		※2	※1、※2	
	非居住被相続人(注4)					
	10年以内に国内に住所なし (非居住被相続人)					

上記の表中、黒塗りの区分に該当する相続人が相続または遺贈により取得した財産については、国内財産および国外財産にかかわらず、すべて課税対象になります（ただし、上記の表の※1の区分に該当する相続人が、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に非居住外国人（注5）から相続または遺贈により財産を取得した場合には、国内財産のみが課税対象となります。）。

黒塗りの区分以外に該当する相続人が相続または遺贈により取得した財産については、国内財産のみが課税対象となります。

（注1） 上記の表には、相続税法第1条の3第1項第5号に規定する贈与により相続時精算課税の適用を受ける財産を取得した人は、含まれません。

（注2） 「一時居住者」とは、相続開始の時ににおいて 在留資格（出入国管理及び難民認定法別表第一（在留資格）の上欄の在留資格をいいます。以下同じです。）を有する者であってその相続の開始前15年以内において日本国内に住所を有していた期間の合計が10年以下である人をいいます。

（注3） 「外国人被相続人」とは、相続開始の時に 在留資格を有し、かつ、日本国内に住所を有していた人をいいます。

（注4） 「非居住被相続人」とは、相続開始の時に日本国内に住所を有していなかった被相続人で、①相続の開始前10年以内のいずれかの時において日本国内に住所を有していたことがある人のうち、そのいずれの時においても日本国籍を有していなかった人または②その相続の開始前10年以内に日本国内に住所を有していたことがない人をいいます。

（注5） 「非居住外国人」とは、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に相続または遺贈により財産を取得した場合において、平成29年4月1日から相続または遺贈の時まで引き続き日本国内に住所を有しない人で日本国籍を有しない人をいいます。

（注6） 上記の表の※2の区分については、平成27年7月1日以降に被相続人が「国外転出時課税の納税猶予の特例（※）」の適用を受けていたときは、上記（注2）から（注5）と取扱いが異なる場合があります。

（※） 国外転出時課税の納税猶予の特例のあらましについては、[こちら](#)をご覧ください。

（注7） 留学や海外出張など一時的に日本国内を離れている人は、日本国内に住所があることとなります。

【参考資料2】法務省 HP

(<4D6963726F736F667420576F7264202D20323530363230208A4F8D91906C8FAD944E8CB48D658CB48BC794BD896694C52D8EA98ED08F4390B32E646F63> (moj.go.jp))

在留資格一覧表

表	在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
別表第一の一	外 交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
	公 用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項に掲げる活動を除く。)	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
	教 授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
	芸 術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(二の表の興行の項に掲げる活動を除く。)	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
	宗 教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
	報 道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月

表	在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
別表第一の三	文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは芸芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(四の表の留学の項及び研修の項に掲げる活動を除く。)	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
	短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日、30日又は15日以内の日を単位とする期間

表	在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
別表第一の四	留 学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。) イ 若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校及び高等専門学校等の学生	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
	研 修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動(二の表の技能実習の項の第一号及び二の表の留学の項に掲げる活動を除く。)	研修生	1年、6月又は3月
	家族滞在	一の表、二の表又は三の表の在留資格(外交、公用、技能実習及び短期滞在を除く。) イ をもって在留する者又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年3月、3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月

表	在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
別表第一の五	特定活動	法務大臣が個々の外国人について次のイからニまでのいずれかに該当するものとして特に指定する活動 イ 本邦の公私の機関(高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。)との契約に基づいて当該機関の施設において当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動(教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。) 又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動 ロ 本邦の公私の機関(情報処理(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。))に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。)との契約に基づいて当該機関の事業所(当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合においては、当該他の機関の事業所)において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動 ハ イ又はロに掲げる活動を行う外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動 ニ イからハまでに掲げる活動以外の活動	ポイント制による高度人材、高等研究者、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

表	在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
別表第一の二	投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人(外国人を含む。以下この項において同じ。) イ 若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。)	外資系企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年又は3月
	法律・会計業務	外国法律事務所、外国公認会計士その他の法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
	医 療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
	研 究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(一の表の教授の項に掲げる活動を除く。)	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
	教 育	本邦の小中学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校、高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
	技 術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動(一の表の教授の項に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。)	機械工学等の技術者	5年、3年、1年又は3月
	人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基礎を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。)	通訳、デザイナー、私企業等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
	企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
	興 行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の投資・経営の項に掲げる活動を除く。)	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
	技 能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月

表	在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
別表第一の二	ロ	法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動	技能実習生	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)
	イ	前号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動 ロ 前号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動(法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。)		

表	在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
別表第二	永 住 者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無 期 限
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・特別養子	5年、3年、1年又は6月
	永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者」と総称する。) イ 配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月

注1 法務省入国管理局の資料による。
注2 新しい在留管理制度の導入に伴い、「外交」、「興行」、「技能実習」、「文化活動」、「短期滞在」、「留学」、「研修」及び「永住者」以外の在留資格について、在留期間の上限が5年に引き上げられた。